

公益財団法人福井県スポーツ協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人福井県スポーツ協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福井県福井市に置く。

2. この法人は、理事会の議決により、従たる事務所を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、スポーツの普及振興とスポーツ文化の高揚に努め、県民の体力向上と心身の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 国民スポーツ大会等スポーツ競技会の開催並びに開催助成事業

(2) 市町スポーツ協会、県内各競技別統轄組織、学校体育団体、スポーツ少年団、スポーツ指導者協議会及び総合型地域スポーツクラブ等のスポーツ関係組織の育成並びに助成事業

(3) スポーツ指導者の育成と資質向上、日本スポーツ協会公認資格取得を推進する事業

(4) スポーツ選手の育成並びに強化等を図る競技力向上事業

(5) スポーツ医・科学の普及啓発、活用並びにドーピング防止活動を推進する事業

(6) スポーツに関する調査研究事業

(7) この法人が実施する各事業及びスポーツに関する情報提供並びに活動史発刊等広報に関する事業

(8) スポーツに関する国際交流活動の実施並びに助成事業

(9) 国民スポーツ大会本県代表選手の選考並びに同大会への派遣事業

(10) スポーツの健全な普及振興等に功績のあった個人等に対する表彰事業

(11) スポーツ振興の拠点となる施設の管理運営並びに賃貸事業

(12) この法人の特別記念事業

(13) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2. 前項の事業については、福井県内において行うものとする。

第3章 加盟団体

(加盟団体)

第5条 この法人は、次の各号の一に該当するものを加盟団体とする。

(1) 県内において特定のスポーツを統轄するスポーツ団体であって、この法人に加盟したもの（以下「加盟競技団体という。」）

(2) 県内各市町におけるスポーツを総合的に統轄する市町スポーツ協会であって、この法人に加盟したもの（以下「加盟市町スポーツ協会という。」）

(3) 前二号に定めるもののほか、スポーツに関する特定の分野を統轄する団体であって、この法人に加盟したもの

(加盟)

第6条 前条の加盟団体になろうとする団体は、理事会および評議員会において、総理事及び総評議員の3分の2以上の同意を得て加盟することができる。

(加盟団体負担金)

第7条 加盟団体は、別に定める負担金を毎年納入する。

(脱退)

第8条 第5条の加盟団体が脱退しようとするときは、その理由を付して脱退届を提出し、理事会及び評議員会において、総理事及び総評議員の過半数の同意を得なければならない。

2. この法人は、第5条の加盟団体が第5条に掲げる資格を失ったとき、またはこの法人の加盟団体として不適当と認められるときは、理事会及び評議員会において、総理事及び総評議員の過半数の同意を得てこれを脱退させることができる。

(加盟及び脱退必要事項)

第9条 前4条に規定するもののほか、加盟団体について必要な事項は、理事会及び評議員会の決議を経て別に定める。

2. 加盟団体は、前項により定められたところを守らなければならない。

第4章 資産及び会計

(基本財産)

第10条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産は、この法人の基本財産とし、理事会で定める。

2. 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第11条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第12条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び収支決算)

第13条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2. 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (公益目的取得財産残額の算定)

第14条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第5章 賛助会員

(賛助会員)

第15条 この法人に、賛助会員を置く。

- 2. 賛助会員は、この法人の目的に賛同し、賛助会費を毎年納める者または団体とする。
- 3. 賛助会員に関する事項は、理事会が別に定める。

第6章 評議員

(評議員)

第16条 この法人に評議員40名以上70名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第17条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第178条から第196条の規定に従い、評議員会において行う。

- 2. 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなくてはならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同等の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイから二に該当する評議員の合計数が評

議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

①国の機関

②地方公共団体

③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の運用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律によって設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

第18条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3. 評議員は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第19条 評議員は無報酬とする。

第7章 評議員会

（構成及び権限）

第20条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2. 評議員会は、次の事項を決議する。

（1）会長及び副会長の選任及び解任

（2）理事及び監事の選任及び解任

（3）理事及び監事の報酬等の額

（4）各事業年度の事業報告及び決算の承認

（5）定款の変更

（6）残余財産の処分

（7）基本財産の処分又は除外の承認

（8）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

3. 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の互選により選任する。

(種類及び開催)

第 21 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種とする。

2. 定時評議員会は、年 1 回、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

3. 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第 22 条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2. 評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3. 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(決議)

第 23 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 基本財産の処分又は除外の承認

(4) その他法令又はこの定款で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 25 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 24 条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2. 議事録には、議長、評議員会に出席した理事及び評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名以上が、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 役員等

(種類及び定数)

第 25 条 この法人に次の役員を置く。

(1) 会長 1 名

(2) 副会長 6 名以内

(3) 理事 15 名以上 25 名以内

(4) 監事 2 名以内

2. 理事のうち 1 名を理事長、2 名を副理事長、1 名を専務理事、4 名以内を常務理事とすることができる。

3. 前項の理事長及び理事会で選定する副理事長 1 名をもって法人法上の代表理事とし、代表理事以外の副理事長、専務理事及び常務理事をもって業務執行理事とする。

(役員の選任等)

第 26 条 会長及び副会長は評議員会の決議によって選任する。

2. 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。
3. 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議により、理事の中から選定する。

(役員等の職務及び権限)

第 27 条 会長及び副会長は、この法人の重要な行事に出席するとともに、理事会又は評議員会に出席して意見を述べることができる。

2. 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人の職務を執行する。
3. 代表理事は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
4. 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 28 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 29 条 会長、副会長及び理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
3. 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
4. 役員は、辞任又は任期満了後においても、第 25 条に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その権利義務を有する。

(役員解任)

第 30 条 役員が次の各号の一に該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認めるとき。
2. 前項について評議員会で決議する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第 31 条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(名誉会長等)

第 32 条 この法人に、名誉会長、名誉顧問、顧問及び参与を置くことができる。

2. 名誉会長及び名誉顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
3. 顧問及び参与は、本県スポーツの普及振興に功績のある者のうちから、理事会の推薦により会長が委嘱する。

4. 名誉会長、名誉顧問、顧問及び参与は、重要事項について会長の諮問に応じ、意見を述べることができる。
5. 名誉会長、名誉顧問、顧問及び参与は、無報酬とする。

第9章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

2. 理事会の議長は、理事長とする。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、理事長があらかじめ指定した理事が理事会を招集し、議長を務める。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2. 前項前段の場合において、議長は、理事として表決に加わることはできない。
3. 前1項の規定にかかわらず、法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2. 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第10章 諮問委員会

(諮問委員会)

第38条 この法人に、理事会の議決を経て諮問委員会を置くことができる。

2. 諮問委員会は、この法人の事業企画、財務、加盟、栄典等必要な事項について審議し、理事会に意見を具申するとともに、理事会の諮問に応じる。
3. 諮問委員会の名称、組織及び運営に関する事項は、理事会が別に定める。

第11章 専門委員会及び特別委員会

(専門委員会及び特別委員会)

第39条 この法人に、理事会の決議を経て専門委員会及び特別委員会を設けることができる。

2. 専門委員会は、第4条の事業に関して調査研究を行う。
3. 特別委員会は、第4条の事業の内、特定の事柄の運営について協議するとともに、関連

する事業に関して理事会の決議に基づき実施する。

4. 各専門委員会及び特別委員会の名称、組織及び運営に関する事項は、理事会が別に定める。

第12章 事務局

(事務局)

第40条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。なお、事務局長及び重要な職員は、会長が任免する。
3. 事務局及び職員に関する事項は、理事長が別に定める。

第13章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2. 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第17条についても適用する。

(合併等)

第42条 この法人は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の決議により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部または一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる。

2. 前項の行為をしようとするときは、あらかじめ行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第43条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第44条 この法人が、公益認定の取り消し処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人である場合を除く。）において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第30条第2項に規定する公益目的取得財産残高があるときは、これに相当する額の財産を1カ月以内に、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国もしくは地方公共団体又は同法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が、解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国もしくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第14章 公示の方法

(公告)

第46条 この法人の公告は、電子公告とする。

2. やむをえない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 1 5 章 補 則

(委任)

第 47 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

1 この定款は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 0 6 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 0 6 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 1 1 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。

3 この法人の登記の日に就任する理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事	吉田哲也	関孝治	廣部正紘	小竹英雄	林正岳	江守清隆
	丹羽治夫	牧野昭夫	重森俊道	志々場修二	神戸照	内田和朗
	手賀昭一	安本桂樹	竹野誠司	泉孝一	増田宇秀	西憲幸
	田野邊満	松野良弘	吉田慎一	板谷弘實		
監事	善里嶺信	坂井政文				

4 この法人の最初の会長は吉田哲也とする。

5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

森美知廣	遠藤鉄雄	森喜太郎	岩田繁憲	笠川清史	谷川智彦
吉江清治	上嶋善一	山田亮二	河合永充	板倉重守	大浦和博
木村橘次郎	大野眞一	西嶋久勝	三谷健太郎	小下弘和	加藤陽一
中池由岐夫	上杉勇	橋本智之	熊谷峰一	広部雅之	新屋則男
安間保行	和多田一	樋村昌宏	前坂敬治	入場賢則	小竹登美子
桑村弥	土田きみ子	山本公裕	鈴木規之	森川浩一	庄司勝三
中梶秀則	中村とし子	寺谷義博	岸忠志	乾将勝	宝珍敬一郎
阪野良一	榮修一	飛田幸夫	小林孝史	勝木正行	田中芳文
河越純二	玉井康弘	川井憲二	前田博司	酒井康広	畑佳秀
桑原義喜	早水隆治	玉村桂子	北勝美	田行和好	吉川豊
渡辺竜彦	小林重信	山崎良二	永池一善	吉岡靖子	

6 平成 2 5 年 8 月 8 日一部改訂

(第 25 条、第 27 条、第 37 条)

7 平成 26 年 5 月 29 日一部改訂
(第 7 条、第 25 条)

8 平成 30 年 4 月 1 日一部改訂
(第 1 条、第 4 条、第 5 条)

9 この定款は、令和 4 年 5 月 27 日から施行する。
(第 4 条、第 20 条、第 22 条、第 25～27 条、第 29～31 条、第 33～35 条、第 38 条、第 39 条)

10 この定款は、令和 5 年 2 月 17 日から施行する。
(第 13 条、第 21 条)

11 この定款は、令和 6 年 6 月 19 日から施行する。
(第 4 条、第 5 条、第 9 条、第 12～14 条、第 17 条、第 27 条、第 29～32 条、第 39 条、第 40 条、第 42 条)

12 この定款は、令和 7 年 6 月 30 日から施行する。
(第 13 条、第 20 条)